

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～
発行：山口県消費生活センター

平成30年11月1日
-213号-

消費生活トラブル情報

注目!

回数券は使えなくなるリスクも考えて購入しましょう!

相談事例



マッサージ店で20回分の回数券を買った。その後、高齢の父の介護で長期帰省することになったので、未使用の回数券を払い戻してもらおうとしたが、社内規定により払い戻しできないと言われた。

アドバイス



○ 「割安になる」「特典が付く」等でお得感のある回数券ですが、未使用でも払い戻しされない場合があります。健康状態や引っ越し等先々通うことが困難になることもあります。期間内に使い切れるかどうか、購入する前によく考えましょう。

○ 回数券の利用方法・払い戻し等については各事業者が定めた約款等に従うこととなります。事業者が倒産した場合でも、払い戻しができるとは限りません。購入する前にしっかり確認しましょう。

○ 困ったときは、お住まいの地域の相談窓口又は山口県消費生活センターに相談してください。

参照先：国民生活センターHP <http://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen319.pdf>

山口県消費生活センター

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL.083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 【月～金】8:30～19:00 【土】8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 【平日】9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

注意情報

「封書」による架空請求が発生しています！

手口

- 差出人:「法務省管轄支局 国民訴訟通達センター」等公的機関に類似した名称
- 題名:「総合消費料金に関する訴訟最終告知」と題したものが多い。
- 取り下げ最終期日が、短い。
- 封書で「重要」と赤字で印字されている。

注意点

- 次の点に注意してください。
- 「はがき」と同様に契約不履行などで裁判になる、連絡がない場合は財産を差し押さえる等、不安をあおる内容が書かれていますが、**相手に連絡してはいけません！**
 - ◎ 相手に連絡する前に、お住まいの地域の警察か消費生活センターにご相談ください。

参照先:山口県警「防犯情報」

お知らせ

「ちよるる」が消費者教育推進大使に委嘱されました！

★10月20日(土)に「エシカルラボ in 山口」が山口市のセントコア山口にて開催され、消費者庁長官より山口県PR本部長である「ちよるる」が消費者教育推進大使に委嘱されました。

○「消費者教育推進大使」とは...

地域における消費者教育推進のため、地方公共団体内において消費者教育の推進及び消費者市民社会の概念の普及に関する活動を担う地方公共団体公認マスコットキャラクターに対し、消費者庁長官が「消費者教育推進大使」を委嘱する制度です。



消費者ホットライン「188」のご案内の流れ

郵便番号が分かる

1

→
を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が分からない

2

→

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど

お知らせ

体験学習型 消費者教育施設

「まなべる」のご紹介

体験学習型 消費者教育施設

まなべる

山口県消費生活センターでは、消費生活に関する各種の相談をお受けし、問題解決のための助言・あっせんなどを行っています。悪質商法等による被害は依然として後を絶たず、また、手口も年々巧妙・複雑化しているのが現状です。そのようなことから、「子どもから高齢者まで、体験しながら楽しく学べる空間」をつくり、多くの県民の皆様にご利用いただき、消費者被害の未然防止を図ります。

家族と、クラスの友達と、地域の仲間といっしょに、「学ぶ」「気づく」「知る」に対応できるコンテンツを体験し、より効果的に消費生活問題を「学べる」場所。それが消費者教育施設「まなべる」です。

○コンセプト「県民の消費者力UP」

「まなべる」では「体験」、「学習」し、いろいろな「情報」を得ることで、消費生活問題を学ぶことができます。「まなべる」を効果的に活用していただくことで、県民の皆様の消費者力向上を図ります。

○利用時間 平日 9:00~16:30(入場受付16:00まで)

○ネーミング&ロゴ

消費生活問題に関して「学べる」場所であり、皆様に対して「消費者問題の警鐘(ベル)を鳴らす」情報発信ステーションとしての機能もあつたことから、「まなべる」とネーミングしました。

消費者教育施設

まなべる

体験 学習 情報

消費者力

UP

賢い消費者になろう!

学ぶ
学習

気づく 知る
体験 情報

1-2

「まなべる」は、専用端末で消費生活トラブルの疑似体験ができる体験ゾーンや、書籍やDVDの貸出を実施する情報ゾーンがあります。

○消費生活体験ゾーン

- 契約
- ネット系トラブル
- 通信販売
- 対人系トラブル(キャッシュセールス他)
- 詐欺系トラブル
- 製品事故のブースを設置。

各ブースに専用端末機を設置、オリジナルソフトで、消費生活トラブルの疑似体験ができます。自分の行動・対応をチェックしてみましよう。

○消費生活情報ゾーン

パンフレットや書籍など、消費生活に関する豊富な情報を閲覧できるコーナー。検索用パソコンでキーワード検索もでき、知りたい情報を簡単に入手することができます。DVDの貸出もしています。

○キッズルーム

「まなべる」には、子育て中の方にも気軽に利用していただけるよう、キッズルームを設けています。



○消費者教育ブース

消費者団体や市町の活動など地域での消費者教育を紹介しています。

○消費生活情報コーナー

入口横にもパンフレットなど豊富な情報を閲覧できるコーナーを設けています。

○まなべる学習室

消費者教育、啓発講座の開催など、多目的に活用できるスペースです。

消費生活トラブルを体験しながら、楽しく学ぼう!

「まなべる」を利用して、消費者力アップ!!

来て・見て・学んで
身につけよう**消費者力!!**



山口県消費生活センター TEL 083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (啓発)
〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 FAX 083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 【月～金】 8:30～19:00 【土】 8:30～17:00 ※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 【平日】 9:00～16:30 (入場受付は16:00まで) ※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。